

もとむら議員が連続して質問

衆院法務委 19 日、26 日

日本共産党のもとむら伸子衆院議員は、衆院法務委員会で連続して質問に立ち、政府の姿勢をただしました。

買う側を処罰対象に 売春防止法

もとむら氏は 26 日の法務委員会で、「性を買われる側」のみを処罰対象とし、「買う側」を不処罰としている売春防止法の改正を求めました。

もとむら氏が「売春防止法で規定される『売春』によって『人としての尊厳を害し』とあるのは誰のことか」「性売買で健康を害される側はどちらか」とたざしたことについて、佐藤淳刑事局長は「女性が売春する場合に人権侵害的な法益の侵害がある



害があることは事実」と答えました。もとむら氏は、

性を買われる側のみを処罰対象としている現行法の認識をただしたのにたいし、平口法相は、(同法は)性売買による「風紀の乱れ」に着目したもので、「規制は必ずしも不合理なものではない」と正当化しました。

もとむら氏は現行法では性暴力や強要があっても、性を買われる側が「泣き寝入りせざるを得ない状況がある」と主張。性を買う側を処罰し、暴力行為の通報を可能にするなど、買われる側を守り、「力関係を変えるべきだ」と迫りました。

平口法相は、買う側の処罰について、「国民の自由を不当に制限することがないかなど十分に検討が必要」と述べるにとどまりました。

もとむら氏は、法相が買う側の責任を明確にできないのは、実態を分かっているからだと批判。性売買・性搾取の実態調査を行ったうえで、法改正することを求めました。

再審法改正求め、半田市で集会

もとむら氏発言

日本共産党のもとむら伸子衆院議員は 22 日、再審法改正を求める集会に参加し、「検察は『無罪は検察の負け』ではなく、事実に基づいて人権を守る立場であるべきだ」と、再審法改正に努力していく決意を述べました。



同集会は「再審法改正をめざす知多半島市民の会」が愛知県半田市で開いたもの。稲生昌三 共同代表

(名張毒ぶどう酒事件特別面会人)が、「今国会で再審法改正を審議入りしてほしい。えん罪事件解決と再審法改正は一体です」と訴えました。

愛知県弁護士会の後藤昌弘弁護士や全国各地のえん罪支援団体などから約 70 人が参加しました。

2005 年に名張毒ぶどう酒事件の再審開始決定(その後検察官により不服申し立てされ取り消し)を裁判官として行った伊藤納弁護士が記念講演。再審法改正により実効性のある救済手続きとして保障されることなく「冤罪に苦しむ人の救済だけでなく、将来の冤罪発生の防止にも役立つ」と述べました。

各地でつどい、入党者迎える

静岡・清水 もとむら伸子衆院議員は 23 日、日本共産党清庵地区が開いたつどいに参加しました。

もとむら氏は戦争国家づくりに暴走する高市内閣を厳しく批判。他方、核兵器禁止条約の批准を求める署名が 344 万人分集まるなどの運動を紹介しました。また、つどいの前に JR 清水駅前で行った街頭宣伝で、「私は自民党だが、あなたの言うことはよくわかる。高市総理はおかしい」と握手してきた人がいたことを紹介し、「力を合わせれば政治は変えられる。日本共産党の議席を増やしてください」と訴えました。参加者からの「軍事優先で日本の安全はどうなるのか」などの質問にも答えました。

岩淵友参院議員が参加した党静岡県委員会と伊豆、東部両地区委員会の 30、50 代の党員が中心となつて開いたトーク集会では、終了後の入党懇談会で 60 代の男性が入党しました。

また、吉良よし子参院議員が参加した三重県津市の「ジェンダーしゃべり場」に参加した 40 代女性が入党しました。

◆もとむら氏が行った質問は下記の QRコードからご覧ください。

- 19 日 タイ国の 12 歳女性への性暴力、性搾取問題への対応
- 21 日 ストーカー規制・DV 被害者保護
- 21 日 保護司の活動環境改善
- 26 日 非核三原則堅持・法制化、性購入者処罰について(動画)



東海ブロックいっせい宣伝は 12 月 15 日(月)です